

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民文化スポーツ局市民部区政課】 432
- 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課】 433

◇ 教育委員会

- 北九州市立生涯学習センター規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課】 434
- 北九州市立美術館規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課】 436
- 北九州市立青少年の家管理規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課】 438

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年3月5日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第10号

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例（平成24年北九州市条例第27号）の施行期日は、平成25年5月7日とする。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年3月5日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第11号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成24年北九州市条例第73号）の施行期日は、平成25年4月1日とする。

北九州市立生涯学習センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月5日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会規則第2号

北九州市立生涯学習センター規則の一部を改正する規則

北九州市立生涯学習センター規則（平成15年北九州市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の表中

「

北九州市立八幡西生涯学習センター折尾分館

」を
「

北九州市立八幡西生涯学習総合センター折尾分館

」に改める。

別表第1中

「

生涯学習総合センター
門司生涯学習センター
小倉南生涯学習センター
若松生涯学習センター
八幡東生涯学習センター
八幡西生涯学習センター
戸畑生涯学習センター

」を
「

生涯学習総合センター
八幡西生涯学習総合センター
門司生涯学習センター
小倉南生涯学習センター
若松生涯学習センター
八幡東生涯学習センター
戸畑生涯学習センター

」に改める。

別表第2中

「
小倉南生涯学習センター
八幡西生涯学習センター
」を

「
小倉南生涯学習センター
」に改める。

別表第3中

「
小倉南生涯学習センター
八幡西生涯学習センター
」を

「
小倉南生涯学習センター
」に改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市立美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月5日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会規則第3号

北九州市立美術館規則の一部を改正する規則

北九州市立美術館規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（分館等の設置）

第3条 分館及び黒崎市民ギャラリーを次のとおり設置する。

名称	位置
北九州市立美術館分館	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
北九州市立美術館黒崎市民ギャラリー	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

別表第1中

「
美術館（分館を除く。）
」を

「
美術館（分館及び黒崎市民ギャラリーを除く。）
」に、

「
美術館分館
午前10時から午後8時まで（入館は、午後7時30分まで）
（1） 12月29日から翌年の1月3日までの日
（2） 館内整理日
」を

「
美術館分館
午前10時から午後8時まで（入館は、午後7時30分まで）
（1） 12月29日から翌年の1月3日までの日
（2） 館内整理日
美術館黒崎市民ギャラリー
午前9時から午後7時まで（入館は、午後6時30分まで）
（1） 12月29日から翌年の1月3日までの日
（2） 館内整理日
」に

改め、同表備考の欄中「教育長」を「教育委員会」に改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市立青少年の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月5日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会規則第4号

北九州市立青少年の家管理規則の一部を改正する規則

北九州市立青少年の家管理規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（入退所時間等）」に改め、同条中「入所」を「青少年の家（ユースステーションを除く。）の入所」に改め、同条に次の1項を加える。

2 ユースステーションの開所時間は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。） 午前10時から午後9時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午後1時から午後9時まで

第3条第1号中「青少年の家」の次に「及びユースステーション」を加え、同条第2号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」を削り、「青少年の家」の次に「及びユースステーション」を加える。

第7条中「伴わないとき」の次に「（ユースステーションのスタジオを使用したときを除く。）」を加える。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定の告示）

第10条 教育委員会は、青少年の家について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。